

金企市第 1884 号
令和元年 12 月 24 日

一般社団法人 日本経済団体連合会
会長 中西 宏明 殿

金融庁長官 遠藤 俊英

金融リテラシー向上を促す取組について

ご高承のとおり、金融庁では、「利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（令和元年 8 月）」において、「最終受益者（国民）の資産形成に資する資金の好循環の実現」を金融行政の重点施策として掲げ、そのための「家計の金融リテラシー向上」を促す取組を展開しています。

その取組の一環として、株式・投資信託等への投資が資産形成に有効活用されるようにとの観点から、従前から公表していた「インサイダー取引規制に関する Q & A」について、同規制上問題のない取引の類型を明確化し、わかりやすく解説する等の改訂を令和元年 7 月に行うとともに、改訂の趣旨を講演会で説明する等の周知活動を行っています（令和元年 11 月 19 日に行われた貴連合会の幹事会における金融庁の説明資料（抜粋）を併せて送付します。）。

〔 改訂後の Q & A の URL :
<https://www.fsa.go.jp/news/30/shouken/20190729.html> 〕

「最終受益者（国民）の資産形成に資する資金の好循環の実現」のためには、上場企業等役職員をはじめとする国民の幅広い階層が、それぞれの家計の状況や将来設計に応じ、株式・投資信託等への投資を有効に活用していただくことが重要ですが、それを促すための、職場である企業による取組も大切と考えます。

具体的には、各企業において、インサイダー取引規制の正確な理解を役職員に広めるための社内金融教育等に取り組んでいただくことや、社内規則（内部者取引管理規程）が、問題のない取引を含め、投資を一律に制限するような過剰な内容になっていないか点検していただくことが効果的と考えていま

す。

「インサイダー取引規制に関するQ & A」の改訂及び周知活動は、上場企業等に対し、上記のような取組を促すためのものです。

貴連合会におかれましては、これまでも、金融・資本市場の活性化に係る金融庁の各種施策に御協力を賜ってきたところですが、改めて「家計の金融リテラシー向上」を促す取組の趣旨をご理解いただき、会員企業等に対し、社内金融教育等及び社内規則の点検の実施を促す周知・啓発についてご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上